



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

GLP-1受容体作動薬の適応外使用に関する注意喚起の状況 及び供給状況について

厚生労働省 医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

GLP-1受容体作動薬の適応外使用に関する注意喚起の状況及び供給状況

概要

- 2型糖尿病等の適応を有するGLP-1受容体作動薬については、一時、供給を上回る需要の増加により、一部の製剤において限定出荷が発生。そのため、以下の事務連絡を発出し、医療機関等に対し、買い込みを厳に控えていただく等の協力を依頼。
- なお、現時点においては、いずれの品目※も「通常出荷」の状況にあり、供給状況に支障はない。
※リベルサス錠、オゼンピック皮下注、ウゴービ皮下注、ビクトーザ皮下注、マンジャロ皮下注、ゼップバウンド皮下注、トルリシティ皮下注

（１）「GLP-1受容体作動薬の在庫逼迫に伴う協力依頼」（令和5年7月28日付け事務連絡）

- 医療機関等に対し、返品が生じないよう、買い込みを厳に控えることを依頼するとともに、本来使用されるべき糖尿病患者に行き渡るよう適正使用を呼びかけ。
- 卸売販売業者に対し、糖尿病治療を行っている医療機関等への優先的な供給を依頼。

（２）「GLP-1受容体作動薬の在庫逼迫に伴う協力依頼（その２）」（令和5年11月9日付け事務連絡）

- 医療機関等に対し、返品が生じないよう、買い込みを厳に控えることを依頼するとともに、本来使用されるべき糖尿病患者に行き渡るよう適正使用を呼びかけ。
- 卸売販売業者に対し、承認を得た範囲での治療を目的としたものであるかどうかを確認し、承認外の目的による使用であることが明らかな場合には納入をしないなど、糖尿病治療を行っている医療機関等への供給を依頼。

（３）「肥満症の効能又は効果を有するセマグルチド（遺伝子組換え）製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について（周知）」（令和5年11月21日付け事務連絡）

- セマグルチド（遺伝子組換え）製剤について、対象患者及び対象医療機関を改めて周知するとともに、卸売販売業者に対し、本剤の投与対象以外に使用することが明らかな場合には納入をしないこと等を依頼。